

静岡県道路公社が管理する一般自動車道の使用料金

1 伊豆スカイライン

(1) 料金表 (単位:円)

区間 車種区分	ア イ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20																					
	熱海~城高峠(全線) 天城山高原																					
二輪自動車	580	530	480	480	430	380	380	330	280	270	220	220	220	160	160	160	160	110	110	110	110	
軽自動車	乗用 貨物	1,000	860	790	790	690	640	590	590	480	430	380	330	280	220	220	220	180	160	110	110	
小型自動車																						
普通自動車																						
バス型自動車	マイクロ	2,500	2,130	1,970	1,970	1,710	1,600	1,440	1,440	1,180	1,060	910	790	690	530	530	530	430	430	280	270	270
	路線バス	2,830	2,400	2,140	2,140	1,980	1,810	1,760	1,600	1,330	1,070	1,070	970	790	690	690	590	590	430	330	330	330
	その他	4,040	3,410	3,200	3,200	2,770	2,570	2,340	2,340	1,930	1,700	1,500	1,270	1,070	860	860	860	640	640	430	430	430
大型貨物自動車	4,040	3,410	3,200	3,200	2,770	2,570	2,340	2,340	1,930	1,700	1,500	1,270	1,070	860	860	860	640	640	430	430	430	

(2) 使用料金の割引

ア 回数券

- 10回券料金につき 11回券
- 30回券料金につき 35回券
- 60回券料金につき 75回券

イ 障害者割引

身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、適用されます。

割引の詳細は、別添の「身体障害者に対する一般自動車道使用料金の優遇措置実施要領」をご覧ください。

割引料金額 通常料金の半額 (10円未満切上げ)

ウ 全線往復割引

対象区間 全線 (熱海峠~天城高原間)

対象車種及び料金
(単位:円)

車 両 区 分		往復料金
二輪自動車		850
軽自動車	乗用	1,500
	貨物	
小型自動車	乗用	
	貨物	
普通自動車	乗用	
	貨物	
バス型自動車	マイクロ	3,750
	路線バス	-
	その他	6,060
大型貨物自動車		6,060

有効期間 利用開始の日から1年間

2 箱根スカイライン

(1) 料金表 (単位：円)

車 両 区 分		使用料金
二輪自動車		260
軽自動車	乗用	360
	貨物	
小型自動車	乗用	
	貨物	
普通自動車	乗用	
	貨物	
バス型自動車	マイクロ	910
	路線バス	910
	その他	1,500
大型貨物自動車		1,500

(2) 使用料金の割引

ア 回数券

10回券料金につき11回券

イ 障害者割引

身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、適用されます。

割引の詳細は、別添の「身体障害者に対する一般自動車道使用料金の優遇措置実施要領」をご覧ください。

割引料金額 通常料金の半額 (10円未満切上げ)

身体障害者に対する一般自動車道使用料金の優遇措置実施要領

1. 適用範囲

障害者割引措置（以下「本措置」という。）は、身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、本措置の適用を受けようとする自動車に対して講ずるものとする。

(1) 身体障害者が自ら自動車を運転する場合

①身体障害者の範囲

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。）

②自動車の範囲

身体障害者が自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」に乗用と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」に貨物と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切がないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」に特種と記録されているものうち、「車体の形状」に車いす移動車（身体障害者輸送車）、患者輸送車又はキャンピング車と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを越えるもの。以下同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）の「所有者の氏名又は名称」に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの。）のうち、2（1）に定める利用手続を行ったもの。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」に法人名が記録されているもの、自動車検査証等の「自家用・事業用の別」に事業用と記録されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

③自動車の範囲の例外措置

②に該当する自動車以外の自動車で本措置の適用を受けようとする場合は、2（1）又は2（2）に定める利用手続を行った身体障害者が自ら運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車も、本措置の対象とする。ただし、営業用の自動車を除く。

(2) 重度の身体障害者又は重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合

①重度の身体障害者の範囲

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、別表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者

②重度の知的障害者の範囲

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3の1（1）に規定する「重度」に該当する者

③自動車の範囲

①又は②に規定する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記録されているもの。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記録されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記録されているもの。）のうち、2（1）に定める利用手続を行ったもの。ただし、営業用の自動車を除く。

④自動車の範囲の例外措置

③に該当する自動車以外の自動車でも本措置の適用を受けようとする場合は、2（1）又は2（2）に定める利用手続を行った重度障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する次のいずれかに合致する自動車についても本措置の対象とする。

イ 乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車。ただし、次のロ及びハ以外の営業用の自動車を除く。

ロ 道路運送法第3条第1項ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る乗用自動車又は特種用途自動車。

ハ 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る乗用自動車又は特種用途自動車。

2. 利用手続

身体障害者又は重度障害者であって、本措置の適用を受けようとする者（以下「対象障害者」という。）は、以下の手続により身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」という。）を使用して一般自動車道を通行するものとする。

（1）割引の対象となる自動車を登録する場合

対象障害者は、次のいずれかの方法により手帳への記載等を受けるものとする。

① 居住地を所管する市町村福祉事務所等において、必要事項を記入した申請書を提出するとともに、自動車検査証等その他必要書類を提示して、手帳の所定の箇所に、本措置の対象である旨（1（1）に定める割引のみが認められる場合は「道路」、1（2）に定める割引が認められる場合は「道路介護」。）、申請署に記載した自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限の記載を受ける。

② オンライン窓口において、必要事項の入力及び自動車検査証等その他必要書類を添付のうえオンライン申請し、本措置の対象である旨（1（1）に定める割引のみが認められる場合は「道路」、1（2）に定める割引が認められる場合は「道路介護」。）、申請した自動車登録番号又は車両番号、割引有効期限及び手帳に記載された対象障害者の手帳番号が記載されたシールの発行を受け、対象障害者が手帳の所定の箇所に貼り付ける。

なお、上記（i）又は（ii）により登録できる自動車は障害者1人につき1台とする。

（2）割引の対象となる自動車の登録を行わない場合

対象障害者は、居住地を所管する市町村福祉事務所等において、必要事項を記入した申請書を提出するとともに、必要書類を提示して、手帳の所定の箇所に、本措置の対象である旨（1（1）に定める割引のみが認められる場合は「道路」、1（2）に定める割引が認められる場合は「道路介護」。）及び割引有効期限の記載を受ける。

3. 本措置の有効期間

本措置の有効期間は、2の申請をした日から、その後の対象障害者の2回目の誕生日までとする。なお、有効期間内に手帳に記載された自動車登録番号又は車両番号の変更による本措置の申請をした日があった場合の本措置の有効期間は、従前の有効期間にかかわらず、当該申請をした日から、その後の対象障害者の2回目の誕生日までとする。

対象障害者は、有効期間の満了後も本措置を受けようとする場合は、再度2の申請を行うものとする。この申請は有効期間の満了する日の2ヶ月前から行うことができるものとし、有効期間の満了日より前に申請が行われた場合（有効期間の満了日の前2ヶ月間に、手帳に記載された自動車登録番号又は車両番号の変更による割引措置の申請が行われた場合を含む。）、新たな有効期間は申請日の後の対象障害者の3回目の誕生日に満了するものとする。

4. 通行方法

本措置の適用を受けようとする場合は、以下の方法により通行するものとする。

なお、必要な手続を行った障害者手帳アプリ（手帳の記載事項等をスマートフォンなどに表示する機能を有するアプリ）の提示により、手帳の提示に代えることができるものとする。

(1) 2 (1) による利用手続を行った対象障害者が、登録自動車で通行する場合

対象障害者は、料金を支払う際、料金所係員に手帳を提示して、手帳の記載事項等により、自ら運転していること（「道路介護」の記載がある場合は乗車していること。）、利用する自動車の自動車登録番号又は車両番号が手帳に記載されたものと同じであること及び本措置の有効期間内であることの確認を受けたうえで、所定の料金を支払って通行する。

なお、対象障害者が本措置の適用を受けようとする場合は、常に手帳を携行し、自動車道事業者から求められたときは、これを提示し、手帳の記載事項等の確認を受けるものとする。

(2) 2 (1) による利用手続を行った対象障害者が、登録自動車以外の自動車で通行する場合又は2 (2) による利用手続を行った対象障害者が通行する場合

対象障害者は、料金を払う際、料金所係員に手帳を提示して、手帳の記載事項等により、自ら運転していること（「道路介護」の記載がある場合は乗車していること。）、割引要件を満たす自動車であること及び本措置の有効期間内であることの確認を受けたうえで、所定の料金を支払って通行する。ただし、1 (2) ④ロ又は1 (2) ④ハの自動車で通行する場合には、当該運送を行う事業者又は運送者が本措置の適用を受ける場合を除く。

5. 割引料金額

割引料金額は通常料金の半額とする。

この場合、割引料金額の計算単位は、最小計算単位を10円とし、10円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げ10円とする。

6. 実施時期

この実施要領における本措置の実施時期は令和5年3月27日とする。

別表

障害の区分		障害の程度
視覚障害 聴覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級
肢 体 不 自 由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級から3級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能障害 1級及び2級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。） 移動機能障害 1級から3級までの各級（一下肢のみ に運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級
	小腸機能障害	1級から4級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機 能障害 肝臓機能障害	1級から4級までの各級